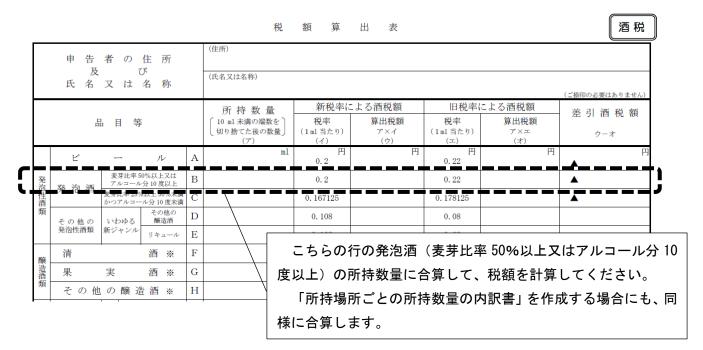
酒類の手持品課税(戻税)の申告等の手引(令和2年10月1日分) 【補足資料】

手引に記載されている引下対象酒類のほか、発泡性酒類のうち、容器の品目の表示の後に、「(発泡性)②」(※)と表示されている酒類も、その品目にかかわらず、引下対象酒類に該当します。

(※) 例えば、「甘味果実酒(発泡性)②」と表示されている酒類が該当します。 また、「(発泡性)②」のほか、「(炭酸ガス含有)②」「(炭酸ガス入り)②」「(炭酸ガス混合)②」と表示されている場合があります。

「税額算出表」には、「(発泡性)②」と表示されている酒類について、記載する欄を設けていませんので、令和2年10月1日に、このような酒類を所持している場合で、手持品課税等対象酒類の酒税の納税申告を行う際には、便宜的に、<u>当該酒類の所持数量を「税額算出表」のB行(発泡酒(麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上))の所持数量に合算して、税額の計算を行ってください</u>(当該酒類も発泡酒(麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上)と同様に、1ℓ当たり20円の酒税率の引下げとなっています)。



ご不明な点につきましては、貯蔵場所の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。